

「平成 25 年度標識令改正について」

国土交通省 道路局 企画課

はじめに

平成 26 年 3 月 25 日、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令」が公布され、4 月 1 日より施行された。本改正では、案内標識に用いる英語表記や高速道路上において「道の駅」を案内する標識を新たに位置づけるなどの改正を行った。

ここでは、本改正の背景及び施行に当たっての留意点等について紹介する。

1 案内標識に用いる英語表記の方法

訪日外国人旅行者数が最近 10 年で倍増し、平成 25 年には史上初めて 1,000 万人を突破するなど、外国人旅行者の受入環境の改善の重要性は、ますます高まっている。道路案内標識についても、昭和 61 年度の「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）の改正において、当時の国際化の流れに積極的に対応するために、日本語に併せて、「ローマ字」を併用表記することとされて以降、「ローマ字」を併用表記した案内標識の整備が進められてきた。

ここでいう、標識令上の「ローマ字」とは、日本語の発音をそのままアルファベットで表記することのみを意味するものではなく、英語で表記されたものも含め、アルファベットで記述されたものを広く包含する概念であった。これは、標識令における案内標識の例示において、「東京駅」を「Tokyo Sta.」、「日比谷公園」を「Hibiya Park」と表記していたことから明らかである。

しかしながら、標識令上のローマ字表記とは、日本語の発音をそのままアルファベットで表記する、所謂「ローマ字」表記であるとの認識や、一部に普通名詞が使われていても全体を固有名詞とみなすべきとの認識のもとに標識設置が進められ、結果として、所謂「ローマ字」による表記と英語表記が混在するという問題が生じていた。例えば、「郵便局」という日本語に対して「Yuubinnkyoku」と「Post office」が混在しているようにである。

そこで、本改正では、案内標識の表記は、日本語と「英語」によって行われるものであることを明確化することとした。加えて、「案内標識の英語による表示は、国土交通大臣が定めるところによるものとする」とした上で、具体的な表記方法は、別途、「道路の案内標識の英語による表示に関する告示」において定める事とした。

英語表記の改善は、平成 25 年 8 月から国会議事堂周辺で試行的に実施した後、同年 9 月から全国の主要な観光地域 49 箇所において先行的に取組を進めた。先行実施箇所においては、道路標識適正化委員会※への観光部局の参画や、道路案内標識の外国人留学生等との合同点検など、現地でのニーズを踏まえながら実施している。また、この取組と並行して、平成 25 年 10 月から「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のための検討会」（事務局：観光庁）において、英語を母国語とする外国人委員も含め、日本語以外での案内に関する検討が進められてきた。

同告示の対訳表は、これらを踏まえて決定したものであるが、今後も引き続き、訪日外国人観光客の目線で標識の改善を行い、対訳表を充実していくことが求められるところである。

案内標識の表記内容等については、道路標識適正化委員会 ※ で議論がなされた上で決定することとしており、各道路管理者間で一定程度整合のとれた表記内容となっているが、同告示において、同一の施設に対しては同一の英語表記を行うこととし、案内の連続性の確保を図ることとしている。

加えて、道路利用者の利便性を高めるためには、道路案内標識間での整合性のみならず、外国語で記載された地図、パンフレットや、当該施設管理者が開設している Web サイト等、他の媒体での英語表記と整合を図ることも重要である。

今後、観光地域も含めた全国各地の案内標識の英語表記が改善されることにより、外国人旅行者の受入環境の改善が進むことが期待される。

表 1. 道路案内標識に用いる英語表記

施設等	英語	施設等	英語
鉄道駅、軌道駅	Station	町役場	Town Office
空港	Airport	村役場	Village Office
港湾	Port	区役所	Ward Office
自動車駐車場	Parking	郵便局	Post Office
トンネル	Tunnel	病院	Hospital
橋	Bridge	小学校	Elementary School
通り	Avenue / Street / Boulevard	中学校	Junior High School
城	Castle	高等学校	High School
温泉	Onsen	大学	University / College / Institute
美術館	Museum of Art	体育館	Gymnasium
公園	Park	山岳	Mountain
県庁	Prefectural Office	河川	River
市役所	City Hall		

2 道の駅を案内する道路標識

新直轄道路等の無料の高速道路ではコスト縮減等のため本線に設置された休憩施設が少なく、NEXCO等の有料区間に比べて、休憩施設の間隔が大きくなっている。このため、高速道路 IC の近傍に設けられた道の駅を、高速道路利用者の休憩施設としてとらえ、高速道路本線上から一般道路沿いに設けられた道の駅を案内する案内標識として、「サービス・エリア、道の駅の予告（116の2-C）」を新たに位置づけることとした。

ここでは、サービス・エリアと道の駅を合わせ、高速道路利用者の利便に供するための施設という同一の概念で「高速道路の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所、給油所、駐車場、その他の施設（利

※各都道府県に設置され、関係する道路管理者が参画し、標識等の表示内容を検討する委員会

便施設)」と総称し、高速道路ICから離れた道の駅を案内対象から除外している。従前の案内標識の色彩は、一般道路に設置するものについては、青色の色彩を、高速道路に設置するものについては緑色の色彩を採用することを原則としていた。しかしながら、案内の対象となる道の駅は、一般道路沿いに設置されていること、「方面及び出口（112-A）」では、高速道路を下車した先にある一般道路の番号を青色の色彩で案内していることから、道の駅を案内する案内標識は、図1の通り、青色の色彩を採用することとした。

なお、標識令上の例示は図1の通りであるが、必要に応じて、道の駅を表すピクトマークを表示ができるとしており、使用が望ましい。

こうした道の駅の案内標識は、従来、各道路管理者が法定外表示で対応してきたため、色彩や様式が地域ごとに区々となるなどの問題が生じていたが、本改正により統一されていくことが期待される。



図1. 「サービス・エリア、道の駅の予告（116の2-C）」

3 複数の便利施設を案内する道路標識

従前の標識令では、サービス・エリアを案内する標識としては、直近のサービス・エリアを案内する標識しか位置づけられておらず、複数のサービス・エリアの配置間隔を案内する道路標識が位置づけられていなかった。そこで、本改正においては、高速道路利用者が休憩の計画を立てやすくすることなどを目的として、直近と遠方のサービス・エリア等の距離を表示する案内標識として、「サービス・エリア、道の駅及び距離（116）」を新たに位置づけることとした。その案内の対象としては、サービス・エリアに限らず、「2. 道の駅を案内する道路標識」で述べたIC近傍の道の駅も対象とし、この場合における色彩は、「2. 道の駅を案内する道路標識」と同様に、青色とすることとした。なお、「サービス・エリア、道の駅の予告（116の2-C）」と同様に、必要に応じて、道の駅を表すピクトマークを表示することができることとしている。



図2. 「サービス・エリア、道の駅及び距離（116）」

4 案内標識に用いる矢印の色彩について

一部の道路管理者では、複雑な形状をした交差点部やIC部等において、矢印の色彩を白色以外とし、路面のカラー舗装の色彩と併せることにより、行き先方面の案内を明確化し、交通の安全と円滑を図る取組を行っている。しかしながら、標識令上、一部を除き、案内標識の矢印の色彩は白色と定められていることから、設置に際しては、法定外表示とみなされ、関係機関協議が難航するケースもあった。

本改正では、案内標識の矢印に白色以外の色彩の導入を明確に位置づけることとした。これにより、一部の道路管理者で行われていた取組が、今後、より多くの道路管理者に広がっていくことが期待される。

一方で、案内標識に用いられてきた青色又は緑色の板面の色彩と矢印の白色の色彩は、視認性等に配慮した上で決定されたものであり、今後、この取り組みを進める上で、例えば矢印を有色とする場合も縁を白色するなど、色弱者も含めて視認性に十分に配慮することが留意点としてあげられる。



図3. 国道116号黒崎ICにおける取組事例

おわりに

ここまで、平成25年度標識令改正について紹介させていただいた。いずれも、時代の要請に即した改正であり、今後、各道路管理者において、実際の標識の改善等が進められ、道路利用者のサービスレベルが向上する事が期待される。一方で、各改正項目には、実際の導入にあたって留意を要するものや、今後更なる改善を求められるものもある。





今後とも、時代の要請に即した標識行政を実現するため、適時適切に標識令の改正等を行っていききたい。





道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令 新旧対照条文

○ 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年^{総理府建設省}令第三号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正			現 行		
別表第一（第二条関係） 案内標識			別表第一（第二条関係） 案内標識		
種 類	番 号	設 置 場 所	種 類	番 号	設 置 場 所
(略)			(略)		
サービス・ エリア、道 の駅及び距 離	(116)	高速道路等において設置を必要とする地点における左側の路端、車道の上方又は中央分離帯			
サービス・ エリア、道 の駅の予告	(116の2-A)	高速道路等（都市高速道路等を除く。）に接して設置されている高速道路等の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所、給油所、駐車場その他の施設（以下「 <u>利便施設</u> 」という。）への出入道路の入口の手前二キロメートル以内の地点における左側の路端、車道の上方又は中央分離帯	サービス・ エリアの予 告	(116-A)	高速道路等（都市高速道路等を除く。）に接して設置されている休憩所、給油所、自動車修理所又は駐車場への出入道路の入口の手前二キロメートル以内の地点における左側の路端、車道の上方又は中央分離帯
	(116の2-B)	都市高速道路等に接して設置されている利便施設への出入道路の入口の手前八百メートル以内の地点における左側の路端、車道の上方又は中央分離帯		(116-B)	都市高速道路等に接して設置されている休憩所、給油所、自動車修理所又は駐車場への出入道路の入口の手前八百メートル以内の地点における左側の路端、車道の上方又は中央分離帯
	(116の2-C)	高速道路等の出口の手前一・五キロメートル以内において、高速道路等以外の道路に接して設置されている利便施設を予告する必要がある地点における左側の路端、車道の上方又は中央分離帯			
サービス・ エリア	(116の3-A)	高速道路等（都市高速道路等を除く。）に接して設置されている利便施設への出入道路の入口における左側の路端、車道の上方、中央分離帯又は交通島	サービス・ エリア	(116の2-A)	高速道路等（都市高速道路等を除く。）に接して設置されている休憩所、給油所、自動車修理所又は駐車場への出入道路の入口における左側の路端、車道の上方、中央分離帯又は交通島
	(116の3-B)	都市高速道路等に接して設置されている利便施設への出入道路の入口における左側の路端、車道の上方、中央分離帯又は交通島		(116の2-B)	都市高速道路等に接して設置されている休憩所、給油所、自動車修理所又は駐車場への出入道路の入口における左側の路端、車道の上方、中央分離帯又は交通島
非常電話	(116の4)	非常電話が設置されている場所を示す必要がある地点における左側の路端	非常電話	(116の2)	非常電話が設置されている場所を示す必要がある地点における左側の路端
待避所	(116の5)	待避所を示す必要がある地点の路端	待避所	(116の3)	待避所を示す必要がある地点の路端
非常駐車帯	(116の6)	非常駐車帯を示す必要のある地点における左側の路端又は中央分離帯	非常駐車帯	(116の4)	非常駐車帯を示す必要のある地点における左側の路端又は中央分離帯
(略)			(略)		

改 正				現 行			
警戒標識 (略) 規制標識				警戒標識 (略) 規制標識			
種 類	番号	設置場所		種 類	番号	設置場所	
(略)				(略)			
危険物積 載車両通 行止め	(319)	道路法第四十六条第 三項の規定に基づ き、道路法施行令 (昭和二十七年政令 第四百七十九号)第 十九条の十三第一項 各号に掲げる危険物 で道路法施行規則(昭 和二十七年建設省令 第二十五号)第四条 の十の規定により公 示されたものを積載 する車両の通行を禁 止すること	危険物を積載する車 両の通行を禁止する 道路の区間における 左側の路端	危険物積 載車両通 行止め	(319)	道路法第四十六条第 三項の規定に基づ き、道路法施行令 (昭和二十七年政令 第四百七十九号)第 十九条の六第一項各 号に掲げる危険物で 道路法施行規則(昭 和二十七年建設省令 第二十五号)第四条 の七の規定により公 示されたものを積載 する車両の通行を禁 止すること	危険物を積載する車 両の通行を禁止する 道路の区間における 左側の路端
(略)				(略)			
指示標識 (略) 補助標識 (略)				指示標識 (略) 補助標識 (略)			
別表第二 (第三条関係) 案内標識				別表第二 (第三条関係) 案内標識			
サービス・エリア、 道の駅及び距離		サービス・エリア、 道の駅の予告		サービス・エリアの 予告		サービス・エリアの 予告	
(116)		(116の2-A)		(116-A)		(116-B)	
							
サービス・エリア、 道の駅の予告		サービス・エリア、 道の駅の予告					
(116の2-B)		(116の2-C)					
							
サービス・エリア (116の3-A)		サービス・エリア (116の3-B)		サービス・エリア (116の2-A)		サービス・エリア (116の2-B)	
(略)		(略)		(略)		(略)	
非常電話 (116の4)		待避所 (116の5)		非常電話 (116の2)		待避所 (116の3)	
(略)		(略)		(略)		(略)	
非常駐車帯 (116の6)				非常駐車帯 (116の4)			
(略)				(略)			

改 正		現 行	
道路の通称名 (119-A)	道路の通称名 (119-B)	道路の通称名 (119-A)	道路の通称名 (119-B)
			
警戒標識 (略) 規制標識 (略) 指示標識 (略) 補助標識 (略)		警戒標識 (略) 規制標識 (略) 指示標識 (略) 補助標識 (略)	
備考 一 本標識 (本標識の標示板をいう。) (一) 表示 1 案内標識 (「サービス・エリア、道の駅及び距離」、 「サービス・エリア、道の駅の予告」、 「サービス・エリア」、 「非常電話」、 「非常駐車帯」、 「駐車場」、 「登坂車線」、 「総重量限度緩和指定道路」(「総重量限度指定緩和道路 ((118 の 3-B))」にあつては、矢形を除く。) 及び「高さ限度緩和指定道路 (「高さ限度緩和指定道路 ((118 の 4-B))」及び「高さ緩和指定道路 ((118 の 4-D))」にあつては、矢形を除く。) を表示するものを除く。) 、「+」形 (又は「-」形) 道路交差点あり、 「右 (又は左) 方屈曲あり」、 「右 (又は左) 方屈折あり」、 「右 (又は左) 背向屈曲あり」、 「右 (又は左) 背向屈折あり」、 「右 (又は左) つづら折りあり」、 「落石のおそれあり」、 「合流交通あり」、 「車線数減少」、 「幅員減少」、 「上り急勾配あり」、 「下り急勾配あり」 及び「動物が飛び出すおそれあり」 を表示する警戒標識、 「車両 (組合せ) 通行止め」、 「指定方向外進行禁止」、 「時間制限駐車区間」、 「重量制限」、 「高さ制限」、 「最大幅」、 「最高速度」、 「特定の種類の車両の最高速度」、 「最低速度」、 「一方通行 ((326-A))」、 「車両通行区分」、 「特定の種類の車両の通行区分」、 「 ^{けん} 牽引自動車の高速自動車国道通行区分」、 「専用通行帯」、 「普通自転車専用通行帯」 及び「進行方向別通行区分」 を表示する規制標識並びに「規制予告」 を表示する指示標識に係る図示の文字 (数字を含む。 (五) の 2 を除き、以下同じ。) 及び記号 (「時間制限駐車区間」にあつては、「60」に限る。) は、例示とする。		備考 一 本標識 (本標識の標示板をいう。) (一) 表示 1 案内標識 (「サービス・エリアの予告」、 「サービス・エリア」、 「非常電話」、 「非常駐車帯」、 「駐車場」、 「登坂車線」、 「総重量限度緩和指定道路」(「総重量限度指定緩和道路 ((118 の 3-B))」にあつては、矢形を除く。) 及び「高さ限度緩和指定道路 (「高さ限度緩和指定道路 ((118 の 4-B))」及び高さ緩和指定道路 ((118 の 4-D))」にあつては、矢形を除く。) を表示するものを除く。) 、「+」形 (又は「-」形) 道路交差点あり、 「右 (又は左) 方屈曲あり」、 「右 (又は左) 方屈折あり」、 「右 (又は左) 背向屈曲あり」、 「右 (又は左) 背向屈折あり」、 「右 (又は左) つづら折りあり」、 「落石のおそれあり」、 「合流交通あり」、 「車線数減少」、 「幅員減少」、 「上り急勾配あり」、 「下り急勾配あり」 及び「動物が飛び出すおそれあり」 を表示する警戒標識、 「車両 (組合せ) 通行止め」、 「指定方向外進行禁止」、 「時間制限駐車区間」、 「重量制限」、 「高さ制限」、 「最大幅」、 「最高速度」、 「特定の種類の車両の最高速度」、 「最低速度」、 「一方通行 ((326-A))」、 「車両通行区分」、 「特定の種類の車両の通行区分」、 「 ^{けん} 牽引自動車の高速自動車国道通行区分」、 「専用通行帯」、 「普通自転車専用通行帯」 及び「進行方向別通行区分」 を表示する規制標識並びに「規制予告」 を表示する指示標識に係る図示の文字 (数字を含む。 (五) の 2 を除き、以下同じ。) 及び記号 (「時間制限駐車区間」にあつては、「60」に限る。) は、例示とする。	
2 案内標識の英語による表示は、国土交通大臣が定めるところによるものとする。		(新設)	
3 高速道路等以外の道路に設置する案内標識 (「著名地点 ((114-A・B))」、 「登坂車線 ((117 の 「2-A」))」、 「国道番号 ((118-A))」、 「道路の通称名 ((119-A・B))」 及び「まわり道 ((120-A))」 を表示するものを除く。) については、 <u>英語による表示は、特に必要がない場合は、省略することができる。</u>		2 高速道路等以外の道路に設置する案内標識 (「著名地点 ((114-A・B))」、 「登坂車線 ((117 の 2-A))」、 「国道番号 ((118-A))」、 「道路の通称名 ((119-A・B))」 及び「まわり道 ((120-A))」 を表示するものを除く。) については、 <u>ローマ字は、特に必要がない場合は、省略することができる。</u>	
4~10 (略)		3~9 (略)	
11 「入口の方向」及び「入口の予告」を表示する案内標識の標示板の文字には、 <u>路線番号、入口番号及び入口の名称を用いることができる。</u>		(新設)	

改 正	現 行
<p><u>12</u>～<u>17</u> (略)</p> <p><u>18</u> 「サービス・エリア、道の駅及び距離」、<u>「サービス・エリアの予告」</u>及び「サービス・エリア」を表示する案内標識の標示板の記号は、当該サービス・エリア及び道の駅に設置されている<u>利便施設</u>を表示するものとし、標示板の配列及び文字は、例示とする。また、当該標示板の文字に道の駅の名称を用いた場合において<u>必要があるときは、当該標示板に道の駅を表す記号を表示することができる。</u></p> <p><u>19</u>～<u>31</u> (略)</p> <p><u>32</u> 「時間制限駐車区間」、「高さ制限」、「最大幅」、「重量制限」、「最高速度」、「特定の種類の車両の最高速度」及び「最低速度」を表示する規制標識の標示板に示される時間 (<u>31</u>に規定するものを除く。)、高さ及び幅、重量又は速度の単位は、それぞれ分、メートル、トン又はキロメートル毎時とする。</p> <p><u>33</u>～<u>36</u></p> <p>(二) 寸法 (略)</p> <p>(三) 色彩</p> <p>1 案内標識</p> <p>(1) 高速道路等に設置するもので、「入口の方向」、「入口の予告」、「サービス・エリア、道の駅の予告 (<u>(116の2-C)</u>)」、「非常電話」、「待避所」、「非常駐車帯」、「国道番号 ((118-A))」、「高さ限度緩和指定道路 ((118の4-C・D))」及び「まわり道」を表示するもの以外のものについては、文字、記号、矢印及び区分線を白色、地を緑色とする。ただし、「方面及び距離 ((106-B))」、「出口の予告」、「方面及び出口の予告」、「方面、車線及び出口の予告」、「方面及び出口」及び「出口」を表示するものの出口番号を表示する部分並びに「サービス・エリア、道の駅の予告 (<u>(116の2-A・B)</u>)」及び「サービス・エリア」を表示するものの施設名を表示する部分については、文字を緑色、地を白色とし、「サービス・エリア、道の駅及び距離 (<u>(116)</u>)」を表示するものの道の駅を表示する部分並びに「方面及び出口の予告 ((110-A))」及び「方面及び出口 ((112-A))」を表示するものの国道番号 ((118-A)) を表示する部分については、文字を白色、地を青色とする。</p> <p>(2) 「入口の方向」及び「入口の予告」を表示するものについては、上部の文字を緑色、地を白色とし、下部の文字及び矢印を白色、地を緑色とする。ただし、別表第二備考一の(一)の<u>10</u>の規定により無料区間を表す旨を表示する場合には当該無料区間を表す旨を表示する部分の文字を緑色、地を白色とし、有料区間を表す旨を表示する場合には当該有料区間を表す旨を表示する部分の文字を白色、地を緑色とする。</p> <p>(3)～(14) (略)</p> <p>(15) 「サービス・エリア、道の駅の予告 (<u>(116の2-C)</u>)」を表示するものについては、文字、記号及び区分線を白色、地を青色とする。ただし、施設名を表示する部分については、文字を青色、地を白色とする。</p> <p>(16)～(24) (略)</p>	<p><u>10</u>～<u>15</u> (略)</p> <p><u>16</u> 「サービス・エリアの予告」及び「サービス・エリア」を表示する案内標識の標示板の記号は、当該サービス・エリアに設置されている<u>休憩所、給油所、自動車修理所又は駐車場</u>を表示するものとし、標示板の配列及び文字は、例示とする。</p> <p><u>17</u>～<u>29</u> (略)</p> <p><u>30</u> 「時間制限駐車区間」、「高さ制限」、「最大幅」、「重量制限」、「最高速度」、「特定の種類の車両の最高速度」及び「最低速度」を表示する規制標識の標示板に示される時間 (<u>29</u>に規定するものを除く。)、高さ及び幅、重量又は速度の単位は、それぞれ分、メートル、トン又はキロメートル毎時とする。</p> <p><u>31</u>～<u>34</u></p> <p>(二) 寸法 (略)</p> <p>(三) 色彩</p> <p>1 案内標識</p> <p>(1) 高速道路等に設置するもので、「入口の方向」、「入口の予告」、「非常電話」、「待避所」、「非常駐車帯」、「国道番号 ((118-A))」、「高さ限度緩和指定道路 ((118の4-C・D))」及び「まわり道」を表示するもの以外のものについては、文字、記号及び区分線を白色、地を緑色とする。ただし、「方面及び距離 ((106-B))」、「出口の予告」、「方面及び出口の予告」、「方面、車線及び出口の予告」、「方面及び出口」及び「出口」を表示するものの出口番号を表示する部分並びに「サービス・エリアの予告」及び「サービス・エリア」を表示するものの施設名を表示する部分については、文字を緑色、地を白色とし、「方面及び出口の予告 ((110-A))」及び「方面及び出口 ((112-A))」を表示するものの国道番号 ((118-A)) を表示する部分については、文字を白色、地を青色とする。</p> <p>(2) 「入口の方向」及び「入口の予告」を表示するものについては、上部の文字を緑色、地を白色とし、下部の文字及び矢印を白色、地を緑色とする。ただし、別表第二備考一の(一)の<u>9</u>の規定により無料区間を表す旨を表示する場合には当該無料区間を表す旨を表示する部分の文字を緑色、地を白色とし、有料区間を表す旨を表示する場合には当該有料区間を表す旨を表示する部分の文字を白色、地を緑色とする。</p> <p>(3)～(14) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(15)～(23) (略)</p>

改 正	現 行
<p>(25) (1) 本文、(2) 本文、(11) 本文、(12)、(13) 本文及び(14)の規定にかかわらず、「入口の方向」、「方面、方向及び距離」、「方面及び距離 ((106-A))」、「方面及び車線」、「方面及び方向の予告」、「方面及び方向」、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」、「方面及び出口の予告 ((110-B))」、「方面、車線及び出口の予告」、「方面及び出口」、「出口」、「サービス・エリア、道の駅の予告 ((116の2-B))」及び「サービス・エリア」を表示するものについては、必要がある場合は、矢印を白色以外の色とすることができる。</p> <p>2 警戒標識縁線、文字及び記号を黒色、縁及び地を黄色とする。ただし、「信号機あり」を表示するものについては記号の地を黒色、円形の記号を右から赤色、黄色、青色（別表第二備考一の（一）の27の規定により記号を縦にする場合においては、円形の記号を上から赤色、黄色、青色）とし、「上り急勾配あり」及び「下り急勾配あり」を表示するものについては矢印を白色とする。</p> <p>3～4（略） （四）～（六）（略）</p> <p>二～四（略）</p>	<p>(新設)</p> <p>2 警戒標識縁線、文字及び記号を黒色、縁及び地を黄色とする。ただし、「信号機あり」を表示するものについては記号の地を黒色、円形の記号を右から赤色、黄色、青色（別表第二備考一の（一）の25の規定により記号を縦にする場合においては、円形の記号を上から赤色、黄色、青色）とし、「上り急勾配あり」及び「下り急勾配あり」を表示するものについては矢印を白色とする。</p> <p>3～4（略） （四）～（六）（略）</p> <p>二～四（略）</p>

○国土交通省告示第三百七十二号

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和三十五年^{総理府}_{建設省}令第三号)別表第二の備考一の(一)の2の規定に基づき、道路の案内標識の英語による表示に関する告示を次のように定める。

平成二十六年三月二十六日

国土交通大臣 太田 昭宏

道路の案内標識の英語による表示に関する告示

道路の案内標識の英語による表示は、一の施設等については同一の表示をするものとし、次の表の上欄に掲げる施設等についてはそれぞれ同表の下欄に掲げる英語又はその略称を表示に用いるものとする。ただし、地域の状況等により、これらによらないことが適当と認められる場合は、この限りでない。

施設等	英語
鉄道駅又は軌道駅	Station
空港	Airport
港湾	Port
自動車駐車場	Parking
トンネル	Tunnel
橋	Bridge
通り	Avenue/Street/Boulevard
城	Castle
温泉	Onsen
美術館	Museum of Art
公園	Park
県庁	Prefectural Office
市役所	City Hall

施設等	英語
町役場	Town Office
村役場	Village Office
区役所	Ward Office
郵便局	Post Office
病院	Hospital
小学校	Elementary School
中学校	Junior High School
高等学校	High School
大学	University/College/Institute
体育館	Gymnasium
山岳	Mountain
河川	River

附 則

(施行期日)

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。